

文京区契約における暴力団等排除措置要綱

平成 24 年 3 月 22 日 23 文総契第 306 号 区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、文京区（以下「区」という。）の契約における暴力団等の関与を防止するための措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。）、設計、測量、物品の購入、業務委託、役務の提供、財産の買入れ及び売払い、物件の貸付け等区が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格 区が発注する契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 に規定する一般競争入札の参加資格並びに第 167 条の 11 に規定する指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつて、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するものをいう。
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない違法又は不当な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の違法又は不当な行為をいう。

(文京区契約関係暴力団等排除審査会の設置等)

第 3 条 区長は、条例第 10 条の規定により、区の契約において暴力団及び暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の排除に関する事務を適正に行うため、文京区契約関係暴力団等排除審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 契約における暴力団等の排除に係る警察その他関係機関との連絡及び協議に關すること。
- (2) 次条に定める入札参加除外措置に關すること。
- (3) 第 5 条に定める入札参加除外措置の解除に關すること。

- (4) 第6条に定める勧告措置に関すること。
- (5) その他区の契約における暴力団等の排除に関すること。
- 3 審査会は、会長及び委員をもって構成する。
- 4 会長は、副区長の職にある者とし、委員は、企画政策部長、総務部長、土木部長、施設管理部長、総務部総務課長、総務部契約管財課長、総務部危機管理課長、会計管理者及び教育局教育推進部庶務課長の職にある者とする。
- 5 会長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める者のほか、臨時に委員を置くことができる。
- 6 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 審査会は、必要の都度会長が招集する。
- 9 審査会は、委員の定数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 10 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 11 審査会の庶務は、総務部契約管財課で処理する。

(入札参加除外措置)

- 第4条 区長は、入札参加資格を有する者(区と随意契約を締結しようとする者を含む。以下「入札参加資格者」という。)である個人又は法人の役員若しくは使用人が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の審議を経て、同表に定める期間において、当該入札参加資格者を契約から排除するため、第8条から第12条までに規定する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、審査会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。
- 2 区長は、入札参加除外措置を行ったときは、文京区入札参加除外措置決定通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

- 第5条 区長は、入札参加除外措置を行った日から別表に定める期間が経過し、かつ、入札参加除外者(入札参加除外措置を現に受けている入札参加資格者をいう。以下同じ。)から入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が同表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、審査会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において、区長は、当該入札参加除外者に対し、同表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。
- 2 前項の入札参加除外措置の解除の申請は、文京区入札参加除外措置解除申請書(別

記様式第2号)により行うものとする。

- 3 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、文京区入札参加除外措置解除決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(勧告措置)

第6条 区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めたときは、審査会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、勧告を行うことができる。ただし、区長が必要があると認めたときは、審査会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告を行うことができる。

- 2 前項の勧告は、文京区契約における暴力団等排除措置に関する勧告書(別記様式第4号)により行うものとする。

(入札参加除外措置の公表)

第7条 区長は、入札参加除外措置を行ったときは、入札参加除外者の商号又は名称及び入札参加除外事由を公表するものとする。

(入札参加資格者の審査における排除)

第8条 契約担当者(文京区契約事務規則(昭和39年4月文京区規則第11号)第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)は、入札参加資格者に係る資格審査に当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第9条 契約担当者は、契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めてはならない。

- 2 契約担当者は、一般競争入札において入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 契約担当者は、前2項に規定する措置について、あらかじめ入札公告において明らかにしておかなければならない。
- 4 契約担当者は、第2項の規定により当該入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。
- 5 前条及び前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第10条 契約担当者は、契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 契約担当者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 契約担当者は、前2項に規定する措置について、文京区が発注する工事の事前公表及び指名競争入札の指名希望に関する要綱（2文総経発第76号）に基づき工事を事前公表する場合には、あらかじめ公表事項において明らかにしておかなければならない。
- 4 契約担当者は、第2項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第11条 契約担当者は、入札参加除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加除外者を相手方とする必要がある場合は、この限りではない。

（下請負等の禁止）

- 第12条 契約の相手方は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請負又は再委託に係る契約を締結してはならない。
- 2 別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者は、区が締結する契約の下請負を行う、又は再委託を受けることができない。

（準用）

第13条 第4条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体、事業協同組合等について準用する。

（契約の解除等）

- 第14条 区長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合は、当該契約を解除することができる。
- 2 区長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合は、当該契約を解除するかどうかにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

（指定管理者への通知）

第15条 区長は、入札参加除外措置を行ったときは、指定管理者に対して、入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置を行う期間及び入札参加除外事由を通知するものとする。

(不当介入に対する措置)

- 第 16 条 区長は、契約の相手方が当該契約の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。
- 2 区長は、契約の相手方が直接又は間接に指揮、監督等を行う下請負人又は受託者(以下「下請負人等」という。)が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導を行うことを当該契約の相手方に求めるものとする。
- 3 区長は、契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認めたときは、当該契約の相手方が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、行程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

- 第 17 条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(委任)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条・第4条・第5条・第12条関係）

措置要件	期間
1 暴力団員であるとき又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	2 4 月
2 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。	2 4 月
3 暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	1 2 月
4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	1 2 月
5 下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	1 2 月
6 第6条の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	1 2 月

備考 暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。

別記様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

文京区長



文京区入札参加除外措置決定通知書

文京区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり入札参加除外措置を行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置決定日

年 月 日

2 入札参加除外期間

本決定の日から 月経過し、かつ、文京区契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと認め、同要綱第5条第1項の規定により当該措置を解除するときまで

3 入札参加除外措置を行う理由

文京区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため

4 入札参加除外措置の内容

- (1) 本区で実施する競争入札に参加することはできません。
- (2) 本区と契約を締結することはできません。
- (3) 本区が発注する契約の下請負先及び再委託先となることはできません。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

文京区長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者（代理人）氏名

㊟

文京区入札参加除外措置解除申請書

当社は、年 月 日付 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、文京区契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当していません。

よって、文京区契約における暴力団等排除措置要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

解除を申請する理由とその根拠

別記様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

文京区長



文京区入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、文京区契約における暴力団等排除措置要綱第5条第1項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

入札参加除外措置を解除する日

年 月 日

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

文京区長



文京区契約における暴力団等排除措置に関する勧告書

文京区契約における暴力団等排除措置要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり
勧告します。

記

勧告内容及び理由